平成２８年（フ）第２９７号
埼玉県草加市金明町176番地１　マインドハイムフラワー202号
破産者　松村　裕士
１　決定年月日　平成29年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２８年（フ）第９２号
山梨県韮崎市藤井町北下條2600番地４
破産者　竹村　俊治
１　決定年月日　平成29年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１４号
愛知県一宮市北小渕字田島11－６　北小渕田中様戸建１号室、開始決定時の住所愛知県一宮市若竹３丁目４番２－602号　モアグレース若竹Ⅲ
破産者　神谷　博幸
１　決定年月日　平成29年12月15日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第２７号
北海道北見市東三輪３丁目17番地２　ハイツ24Ａ201号、前住所北海道紋別郡遠軽町岩見通北５丁目２番地６　ユタカハイツ101号
破産者　中山　宏之
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２８年（フ）第２４７５号
神奈川県秦野市戸川473番地の５、住民票上の住所神奈川県海老名市上郷１丁目24番27号ロイヤルコーポ海老名201
破産者　田口　泰央
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第１４７号
新潟県長岡市与板町東与板13番地２
破産者　藤澤　正民
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２８年（フ）第９８号
新潟県妙高市栗原３丁目６番23号　Ｔ・Ｆアイランド105号、住民票上の住所新潟県糸魚川市蓮台寺２丁目５番19号　シティハイツやまと202号
破産者　野口　　誠
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所高田支部

平成２８年（フ）第２９号
岐阜県安八郡安八町東結606番地の１　ボナールＭＵＳＵＢＵ　205号
破産者　東　　義章
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第８５号
滋賀県蒲生郡日野町大字中山1940番地
破産者　野條信雄こと　野條　叡信
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２９年（フ）第９２号
熊本市中央区九品寺６丁目６番79―107号　コンドミニアム九品寺
破産者　須藤　桂子
１　決定年月日　平成29年12月18日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第２６号
宮崎県日南市大字平野2763番地１
破産者　井戸川美子
１　破産債権の届出期間　平成30年１月17日まで
２　一般調査期日　平成30年２月19日午後２時15分
平成29年12月18日　宮崎地方裁判所日南支部

平成２９年（フ）第１３５８号
名古屋市熱田区三本松町10番３号　メゾン熱田東303号、商業登記簿上の本店所在地名古屋市熱田区三本松町20番１号
破産者　タイホウ技建株式会社
１　破産債権の届出期間　平成30年１月18日まで
２　一般調査期日　平成30年２月27日午後１時30分
平成29年12月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１５８５号
愛知県清須市春日樋45番地
破産者　加藤　　登
１　破産債権の届出期間　平成30年１月18日まで
２　一般調査期日　平成30年２月21日午後３時50分
平成29年12月18日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第１２９３号
名古屋市北区安井４丁目４－12、開始決定時の住所名古屋市東区東大曽根町30番11号　メゾン・ド・徳川苑301号
破産者　加藤　勝次
１　破産債権の届出期間　平成30年１月22日まで
２　一般調査期日　平成30年３月13日午前10時50分
平成29年12月15日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３０８６号
大阪市城東区東中浜５丁目２番２号　グループホームらくじ苑東中浜
破産者　宮本　忠憲
１　破産債権の届出期間　平成30年１月26日まで
２　一般調査期日　平成30年３月８日午後２時30分
平成29年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第２５１４号
大阪府東大阪市中小阪５丁目13―21、開始決定時大阪府東大阪市若江西新町１丁目10番４号
破産者　ドラゴンこと　前川　敬治
１　破産債権の届出期間　平成30年１月31日まで
２　一般調査期日　平成30年３月８日午後２時
平成29年12月15日
大阪地方裁判所第６民事部

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２９年（フ）第４３号
山口県下松市桜町２丁目11番６号　コーポ法蓮寺Ｄ号
破産者　林　　春美
異議申述期間　平成30年２月20日まで
平成29年12月18日　山口地方裁判所周南支部